

# ○学校施設の破損（亡失）報告

## ・概要

- (1) 校舎及びその他の施設設備は、教育活動を継続して行う施設であるから、常に安全で危険のない状態を保つことが要請される。

## ・関係法令等

- (1) 市町村学校管理規則

<参考>

いわき市公立学校管理規則  
第34条2

校長は、学校の施設設備の一部又は全部が損傷又は滅失した場合は、すみやかに教育委員会に報告し指示を受けなければならない。

## ・留意事項

- (1) 市町村学校管理規則により取扱いが決められているときは、その定めによる。
- (2) 事実が発生したら原因や状況等を詳細に確認し、直ちに地教委に報告し指示を受ける。

- (3) 提出部数 1 部  
提出先 地教委

以 下 余 白